

長浜市告示第188号

長浜市菅浦郷土史料館を活用した地域づくり補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市菅浦郷土史料館を活用した地域づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歴史ある西浅井町菅浦の文化財を活かし、魅力ある地域づくりを進めるため、菅浦郷土史料館（以下「施設」という。）の運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、施設の運営団体で、長浜市との間で施設に関して公有財産無償貸付契約を締結したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付申請時において、納期が到来している市税の全部又は一部に未納がある者については、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに行うものとし、規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 前年度決算書

(2) 雇用者氏名及び勤務表

(実績報告)

第5条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算見込書

(2) 収支が分かる書類の写し

(概算払)

第6条 市長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第17条第2項の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
社会保険料、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕料（ただし、大規模な修繕は除く。）及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、その他市長が認めるもののうち、交付申請日が属する年度の4月1日から3月31日までの間に施設の運営により生じる経費及び保護普及事業に係る経費	補助対象経費のうち、予算で定める金額の範囲内とする。